

安曇野市広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の自主財源の確保及び地域経済の活性化並びに市民サービスの向上を図るため、市が有する資産等に民間企業等の広告を有料で掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 次に掲げる市の資産等のうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 市が作成する広報紙等印刷物
 - イ 市の公式ホームページ
 - ウ その他市長が認めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。
- (3) 広告主 広告媒体への広告掲載を実施する、又は実施しようとするものをいう。
- (4) 広告原稿 広告主から提出される広告媒体へ掲載するための内容が記録されたものをいう。

(広告掲載の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものについては、広告掲載をしないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 市の公共性、中立性又は品位を損うおそれのあるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に該当するもの又はこれに類似するもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (6) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (7) 市の美観風致を害するおそれのあるもの
- (8) その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

2 前項各号の基準に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(広告主の制限)

第4条 市税に未納のあるものは、広告主となることができない。

(広告主の責任)

第5条 広告主として決定を受けたものは、市が指定する期日までに広告料の納入及び広

告原稿の納品をしなければならない。

2 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

3 広告の掲載期間中及び終了後、その広告主又は代理店等の責めに帰すべき理由により、市に損害を与えた場合は、当該広告主又は代理店等がその損害を賠償するものとする。

(広告掲載の順位)

第6条 広告主からの広告掲載希望が、同一の広告媒体に対し複数ある場合等で、全ての広告掲載が不可能なときは、次の各号に掲げる順位により行うものとし、同順位の広告主からの当該希望があるときは抽選により決定する。ただし、特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) 公共団体、公社、公団、公益法人及びこれらに類する団体に係る広告

(2) 民間企業等のうち、公共性が高く、市内に事業所等を有するものに係る広告

(3) 民間企業等で、市内に事業所等を有するものに係る広告

(4) その他の広告

(広告の規格等)

第7条 広告の規格、掲載位置等は、広告媒体ごとに市長が別に定める。

(広告の募集方法等)

第8条 広告の募集方法、予定価格、選定方法等は、広告媒体ごとに市長が別に定める。

2 広告の募集等は、広告代理店等を介して行うことができるものとする。

3 指定管理者が管理する施設等への広告掲載については、別に定める。

(広告内容の修正)

第9条 市長は、広告の内容がこの要綱及び別に定める基準に適していないと認められるときは、広告の内容について修正を求めることができるものとする。

(広告掲載の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに広告掲載を取消すことができるものとする。

(1) 前条に規定する内容の修正がされないとき。

(2) 市が指定する期日までに広告料の納入及び広告原稿の納品がされないとき。

(3) 広告主に起因する事件等が発生したとき。

(4) その他市長が認めたとき。

2 広告内容の修正及び取消しにより、広告主に損害が生じても、市は一切の責任を負わない。

3 広告主に起因した事件等により、広告掲載の取消しに経費が必要な場合は、広告主がこれを負担する。

(広告料等の還付)

第11条 既に納付された広告料は、還付しないものとする。ただし、市の責めに帰すべき事由により広告掲載ができなかった場合は、この限りでない。

(広告付き寄附の受入れ)

第12条 市は、広告主等が作成する広告媒体の寄附を受入れることができる。

2 広告主が作成する広告媒体への広告掲載についても、この要綱及び市が定める広告掲載の基準について適用する。

(広告掲載審査委員会)

第13条 広告媒体としての適否、広告掲載する広告の内容の可否及び広告付き寄附の受入れの適否を審査決定するため、安曇野市広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員により構成する。

3 委員長は企画財政部長、副委員長はまちづくり推進課長とし、委員は別表に定める職にある者をもって充てる。

4 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

5 委員長に事故等があるときは、副委員長がその職務を代理する。

6 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

7 委員会へ出席ができない委員は、代理の職員を指名し出席させることができる。

8 委員長は、その審査内容が簡易な案件については、回議等により審査をすることができる。

9 委員長は、必要に応じて広告媒体を主管する課等の長及び関係者を委員会に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

10 委員会の庶務は、企画財政部まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第13条関係）

総務課長
財政課長
契約管財課長
市民課長
社会福祉課長
商工観光課長
建築住宅課長
社会教育課長
業務課長